長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託契約書（案）

長野県立総合リハビリテーションセンター所長　清野 良文（以下「委託者」という。）と、○○○○○○○○○（以下「受託者」という。）と、△△△△△△△△を代行者（以下「代行者」という。）として長野県立総合リハビリテーションセンター給食等調理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者、受託者及び代行者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者及び代行者は、この契約の履行に際して知り得た秘密及び一般に公表されていない事項について他人に漏らしてはならない。

（委託業務名）

第２条　委託する業務名は、長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務という。

（委託業務の範囲及び内容）

第３条　この契約に基づく委託業務の範囲及び内容は、別添の長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

２　委託者及び受託者の業務分担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

３　受託者は、仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

（履行期間）

第４条　委託業務の委託期間は、令和６年４月１日から令和９年３月31日までとする。

（委託料）

第５条　委託者が受注者に支払う委託料は、年額　金　　　　　　　　　　　円とする。

　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　円）

２　支払いは、前項の額を12等分し毎月支払うものとする。

なお、各月の金額に１円未満の端数がある場合は、切り捨てた額で請求し、３月の請求時に調整するものとする。

３　受託者は、毎月の業務終了後、委託者に対して当該月の業務完了報告書を提出するものとし、委託者は業務完了報告書に基づき確認を行うものとする。

４　委託者は、前項の確認後、受託者から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、金　　　　　　　円とし、その納付は免除する。

２　受託者は、契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（業務責任者）

第７条　受託者は、本契約業務の履行に当たり、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

２　業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括するものとする。

３　委託者は、本契約業務の履行に関する委託者としての指示は、受託者の選任した業務責任者に対して行うものとする。

４　受託者は、業務責任者の氏名を委託者に通知し、これを変更した場合も同様とする。

５　委託者は、受託者の業務責任者が不適当と認められるときは受託者にその交代を求めることができる。受託者は、交代の請求を受けたときは、その実情を調査して速やかに交代するものとする。

（従業員の管理）

第８条　受託者は、従業員に対する労働基準法等の法令上の責任をすべて負い、従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び秩序規律の維持等について責任をもって労働管理するものとする。

なお、従業員の不適切な行為等により、委託者が障害者支援施設及び病院の管理経営上適当でないと認める場合は、受託者に対し速やかに改善するよう求めることができるものとする。

２　受託者は、仕様書に基づき委託業務に必要な従業員を確保しなければならない。

３　受託者は、契約締結後速やかに従業員名簿を提出するものとし、提出後、やむを得ず従業員を変更するときは業務の質の低下を招かないよう配慮するととともに、その都度名簿を提出するものとする。

（設備の貸与及び保守）

第９条　受託者は、委託業務の実施に必要な設備器具（以下「厨房設備等」という。）については、業務に関する用途以外の目的に使用してはならない。

２　受託者は、厨房設備等については善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

３　受託者は、その責に帰すべき事由により、厨房設備等に修理等の必要が生じたときは、委託者の許可を得て代品を納入し、又は修理その他現状回復に必要な費用を負担するものとする。

４　受託者は、厨房設備等について故意又はその責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合は、その賠償の義務を負わなければならない。

５　受託者は、厨房設備等について事故が発生した場合は速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

６　委託者は、厨房設備等について必要の都度、維持管理状況を調査することができる。

　この場合は、受託者はこれに協力しなければならない。

７　受託者は、委託業務が完了したときは、厨房設備等を委託者に返還しなければならない。

この場合、委託者は受託者の立会いの上で厨房設備等の検査を行うものとする。

（損害賠償の責任）

第10条　受託者がこの契約に基づく業務中、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は一切の損害賠償の責任を負うものとする。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（経費の負担区分）

第11条　委託業務に係る経費の負担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

２　受託者は、使用する電気、水道、ガス等について極力節約し、効率的な使用に努めるものとする。

（受託者側の事故の責任）

第12条　この契約に基づく作業中受託者の側に生じた事故に対しては、委託者は何らの責任を負わないものとする。

（契約の解除等）

第13条　委託者又は受託者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、相手方に申し出て協議するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、委託者は受託者に弁明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。

１ 受託者の委託業務の遂行が、委託者の障害者支援施設及び病院の経営管理上に支障をきたす恐れがあると委託者が認めたとき。

２ 受託者に第８条第１項なお書きに規定する改善が認められないとき。

３ 受託者が故意又は過失により委託者に損害を与え、委託者がこの契約の存続を不適当と認めたとき。

４ 受託者がこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。

５ 受託者が行政上の処分を受けたとき。

６ 受託者の弁明の期日に受託者又はその代理人が出席しなかったとき。

７ 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

（談合その他の不正行為による契約解除）

第14条　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

１　公正取引委員会が､受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

２　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき。（同法第77条の２第１項の規定による当該審決の取消の訴えが提起されたときを除く。）

３　受託者が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

４　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第15条　委託者は、第20条ただし書の場合において、受託者から再委託を受けた者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合は、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項に規定する解除の求めに応じなかったときは、本契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の契約解除）

第16条　委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

（契約不履行の場合の損害賠償）

第17条　委託者はその責に帰すべき事由により、第５条第４項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

２　受託者は、第13条、第14条又は第15条第2項の規定により契約が解除されたときは、第６条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

３　受託者は、前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条　受託者は、第14条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号から第３号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者が超過分につき受託者に賠償を請求することを妨げるものではない。

（権利義務の譲渡、承継）

第19条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第20条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（公的物無断使用及び工作の禁止）

第21条　受託者は、貸付契約した厨房設備等を除く委託者の所有する一切の土地、建物、構築物、器具類、消耗品類等を無断で使用及び工作してはならない。ただし、委託者の承認のある場合はこの限りでない。

（返還義務）

第22条　受託者は本契約の終了とともに使用する厨房設備等を現状に復し、直ちに返還しなければならない。この場合において、委託者は受託者の立会いの上で、厨房設備等の検査を行うものとする。

２　前項前段の場合において、建物内の受託者の所有物を委託者の指定期日までに撤去しないときは、委託者は任意にこれを処分することができる。

３　受託者は、委託者に対し、返還に際して造作料、立退料、損害料等金品その他の請求を行わないものとする。

（業務の代行）

第23条　受託者は、労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部が履行困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行者を定めるものとする。

２　代行者の業務の代行は、受託者の申出により委託者がその必要性を認めた場合において、本契約に基づく業務を履行するものとする。

３　代行者は、前項の規定により業務を代行する場合は、本契約条項等を遵守するものとする。この場合においても、受託者の本契約上の義務は免責されるものではない。

４　代行者は、業務を代行する期間、第９条第１項に基づく貸付契約書による受託者の業務を承継するものとする。

　（業務の引継）

第24条　受託者は、契約期間終了の次年度以降、別の業者に業務を引き継ぐ場合は、委託者とも協議の上、相当の期間をもって、業務の継続と引継を円滑に行うものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第25条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第26条　この契約に定めのない事項及びこの契約の取扱いに疑義を生じたときは、その都度委託者、受託者及び代行者と協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書３通を作成し、委託者、受託者、代行者三者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　委託者

　　　　　　　　　　受託者

　　　　　　　　　　代行者